

日本がん治療認定医機構 認定医制度規則施行細則

第1章 総 則

第1条 日本がん治療認定医機構(以下、本機構と略記)がん治療認定医及びがん治療認定医(歯科口腔外科)(以下、がん治療認定医及びがん治療認定医[歯科口腔外科]とを併せて、「認定医」という。)の認定制度に関する業務は、本機構ががん治療認定医制度規則(以下、制度規則と略記)補則の規定に基づき、制度規則に定められたことのほかは、本施行細則によって行う。

第2条 認定医制度に関わる庶務は、本機構事務局にて行う。

第2章 認定医の申請・審査・認定

第1節 認定医認定申請資格とその告知

第3条 認定医の資格認定に関しては、制度規則第1条および第2条の規定に基づき、1)がん治療の全相(初期診断から終末期医療まで)における標準的な医療内容に関して説明責任が果たせ、2)手術療法、薬物療法、放射線療法、緩和医療など各々の専門領域において、①その標準的治療に対応しうるとともに、②先端医療(臨床開発研究)の内容が理解でき、3)指導医・専門医との連携のもとに適正医療の継続に協力できる医師又は歯科医師と認定するに必要不可欠な知識、医療経験を有し、4)我が国のがん対策推進基本計画を幅広く理解し貢献しうるものとする。その具体的内容の確定にあたっては、国際性について配慮する。

第4条 資格審査委員会は、毎年、合議によって、次年度の認定医認定業務に関する要綱を決定し、本機構理事会の議決を経て、これを公知する。

第5条 教育委員会は、制度規則第3条第3号に定める、がん治療に関する研修カリキュラムに求められる具体的内容について協議・決定し、本機構理事会の議決を経て、これを公知する。

第6条 教育委員会は、毎年、合議によって、制度規則第3条第6号に定める、本機構の開催する教育セミナーの内容を決定し、本機構理事会の議決

を経て、これを公知する。なお、受講料は別表に定める。

2 セミナー受講修了者には、受講証明を行なう。ただし、セミナー中に以下の禁止事項が認められた場合は、セミナー中途退席を含む以後の受講を認めず、受講証明を行わない。

- (1) 代人受講
- (2) 提供内容の録音、録画、ライブ配信、スライド撮影
- (3) 運営者および講師の指示に従わない等の行為
- (4) セミナー運営を妨害する行為、他の参加者に対する迷惑行為

第7条 資格審査委員会は、合議によって、制度規則第3条第5号に定める審査基準を定め、本機構理事会の議決を経て、毎年、これを公知する。

第8条 がん診療に関する学会発表、論文発表業績は共同演者、共著者であってもよい。

第9条 制度規則第3条第6号に定める認定試験は以下のとおりに行う。

- (1) 試験は年1回行う。
- (2) 受験料は別表に定める。
- (3) 試験はCBT(Computer Based Testing)とする。
- (4) 試験問題の作成は教育委員会が行う。
- (5) 試験中における以下の不正行為・迷惑行為が認められた場合は、当該試験結果を無効とする。また、その者の所属する施設責任者にその旨を通知し、その日から3年間受験することを認めない。

① 代人受験(替え玉受験)

② カンニング

③ 電子機器・情報通信機能のある機器等の使用

④ 運営業者の指示に従わない等の行為

(6) 試験を作成するものは受験できない。

(7) 試験結果の合格ラインは、教育委員会および資格審査委員会の正副委員長の合議で決定し、本機構理事会の議決を経て、これを公知する。

第2節 認定医の申請

第10条 本機構の開催する教育セミナー受講および認定医試験受験の申込をした者は、理事長が定

	めた期日までに別表に定める受講料及び受験料を納付しなければならない。		与した治療の内容は問わない。
第11条	制度規則第3条第2号に定める所属する基本領域の学会とは、認定医・専門医制度を有する学会で日本専門医機構に社員として参加し、基本領域の学会と分類されているものとする。	3	研修の修了証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名及び押印にて行うものとする。
2	具体的には、日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会の計18学会とする。	第3節	認定医の審査及び認定
第12条	制度規則第3条第2号に定める日本専門医機構が認定する基本領域専門医とは、認定内科医、小児科専門医、皮膚科専門医、精神科専門医、外科専門医、整形外科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医、泌尿器科専門医、脳神経外科専門医、放射線科専門医、麻酔科専門医、病理専門医、臨床検査専門医、救急科専門医、形成外科領域専門医、リハビリテーション科専門医、総合診療専門医の計19の専門医とする。	第14条	本機構理事会は、資格審査委員会より答申された資格審査の結果を吟味し、認定医として認める申請者を決定し、その結果を資格審査委員会に伝える。
第13条	制度規則第3条第4号に基づく研修は、医師又は歯科医師国家試験合格後2年間の初期基盤診療科研修修了後に、本機構が認める認定研修施設又は認定研修施設(歯科口腔外科)、(以下、認定研修施設と認定研修施設[歯科口腔外科]と併せて、「認定施設」という)において通算2年以上のがん治療の臨床研修を行うものとする。	第15条	資格審査委員会は、本機構理事会の承認を経た後、資格審査の結果を公知する。
	ただし、認定研修施設(歯科口腔外科)は、がん治療認定医(歯科口腔外科)の臨床研修のみを対象とする。	2	資格審査に合格したがん治療認定医(歯科口腔外科)は、厚生労働省健康政策局・歯科口腔外科に関する検討会の第2回議事内容を遵守するものとする。
2	前項に定めるがん治療の臨床研修の内容目録として、担当医としてがん治療を実施したがん患者(入院・外来は問わない)のうち20名(予備を含め25名まで)の症例一覧表を提出する。手術療法、放射線療法、化学療法、緩和医療など関	第16条	資格審査に合格した者は、理事長が定めた期日までに、別表に定める認定料を納付しなければならない。
		2	資格審査に合格した者のうち、医師及び歯科医師免許証を有している者が、がん治療認定医及びがん治療認定医(歯科口腔外科)の資格の取得を希望する場合は、各々の認定料を納付しなければならない。
		第3章	認定医の更新
		第17条	更新申請者は、別表に定める審査料を納付しなければならない。
		2	更新申請者のうち、がん治療認定医及びがん治療認定医(歯科口腔外科)を有する場合については、審査料は1資格分のみとする。
		第18条	資格審査委員会は、認定医として認められた者につき、半年前までに、5年の資格期限が終了することを連絡し、認定医としてあるためには更新の手続きを要することを通知する。
		第19条	資格審査委員会は、毎年、合議によって、次年度の認定医更新業務に関する要綱を決定し、本機構理事会の議決を経て、これを公知する。
		第20条	資格審査委員会は、認定医の更新に関する資格審査の基準を審査開始前に決定し、本機構

	理事会の議決を経てこれを公知する。		度以降の更新申請者に対しては、本条の「Web 上での試験結果」を「e-learning の受講証明」に読み替えるものとする。
第21条	機構理事会は、次年度の認定医更新業務に関する要綱の決議後、ただちにその結果を資格審査委員会及び教育委員会に通知する。	第29条	本機構理事会は、資格審査委員会より答申された資格審査の結果を吟味し、認定医として更新を認める更新申請者を決定し、その結果を資格審査委員会に伝える。
第22条	制度規則第 10 条第 1 項第 4 号に基づき、更新申請者は、更新申請者が担当医として経験したがん患者(入院・外来は問わない)のうち 20 名(予備を含め 25 名まで)の症例一覧を提出する。手術療法、放射線療法、化学療法、緩和医療など関与した治療の内容は問わない。 がん診療実績の証明は、施設長が公印によって行うものとする。	第30条	資格審査委員会は、本機構理事会の承認を経た後、認定医の更新に関する資格審査の結果を公知する。
第23条	教育委員会は、本機構理事会における次年度の認定医更新業務の決定を受け、制度規則第 10 条第 1 項第 6 号に定めるミニテストの作成を行う。なお、2021 年度以降の更新申請者に対しては、制度規則第 10 条第 1 項第 7 号に定める e-learning のコンテンツ及びミニテストの作成を行う。	第31条	資格審査に合格した者は、理事長が定めた期日までに、別表に定める認定料を納付しなければならない。
第24条	e-learning(ミニテスト含む)の著作権は、本機構に帰属するものとする。e-learning(ミニテスト含む)の一部又は全部を本機構の了解を得ずに複製、改変、転載、放送、送信、公開、出版などに使用することはできない。	2	資格審査に合格した者のうち、がん治療認定医及びがん治療認定医(歯科口腔外科)の更新を希望する場合は、別表に定める認定料を2資格分納付しなければならない。
第25条	教育委員会は、更新申請者に対して、e-learning にログインするためのパスワードを発行する。	第32条	制度規則第 10 条第 2 項に基づき、資格審査委員会は、認定医の更新猶予に関する資格審査を行い、その結果を本機構理事会に答申する。
第26条	更新申請者は、パスワードの機密保持及びパスワードを使用して行われたすべての行為に関し、責任を負うものとする。パスワードの譲渡、貸与が認められた場合には、認定抹消とする。	2	制度規則第 10 条第 2 項に定める正当な理由とは、次のいずれかの号を満たすものとする。 (1) 留学により申請のための実績が不足する場合 (2) その他資格審査委員会が正当と認める場合
2	パスワードの失念、紛失、盗用が生じた場合には、更新申請者がすみやかに本機構に届出なければならない。	3	猶予期間については最長 3 年とし、猶予期間中は、認定医を呼称することはできない。
第27条	教育委員会は、e-learning のミニテストについてシステム上で採点を行い、試験の結果を更新申請者に通知する。	第33条	本機構理事会は、資格審査委員会より答申された認定医の更新猶予審査の結果を吟味し、更新猶予を認める申請者を決定し、その結果を資格審査委員会に伝える。
第28条	資格審査委員会は、申請書類および教育委員会より報告された Web 上での試験結果により、認定医の更新に関する資格審査を行い、その結果を本機構理事会に答申する。なお、2021 年	第34条	資格審査委員会は、本機構理事会の承認を経た後、認定医の更新猶予審査の結果を更新猶予申請者本人に通知する。
		第 4 章	認定医の認定抹消
		第35条	資格審査委員会は、制度規則第 13 条及び第 14 条に基づき、認定医の認定の抹消、復活を要する事例が認められた場合、その報告書を作成して本機構理事会に報告し、その議決を経てこれを公知する。

第 5 章 認定研修施設

第36条 制度規則第 15 条第 4 号に定める, その他, 施設からの申請に基づき本機構により承認された施設とは, 以下の条件について「審査基準」を満たすものとする。

- (1) 全国がん登録数
- (2) 指導体制・研修
- (3) 手術療法および病理診断の体制
- (4) 緩和医療の体制
- (5) 緊急事態への対応の体制
- (6) 放射線療法の体制
- (7) がん患者およびその家族への相談支援・情報提供体制
- (8) 薬物療法の体制
- (9) 腫瘍カンファレンス等の設置
- (10) 医療安全対策
- (11) 治験あるいは臨床試験の施行体制
- (12) がん患者およびその家族に対するセカンドオピニオンの提示体制

第37条 資格審査委員会は, 申請書類により認定施設の審査を行い, その結果を本機構理事会に答申する。

- 2 申請書類に虚偽あるいは偽造が認められたときは, 資格審査委員会及び本機構理事会の議決を経て, 認定施設として認定しないことができる。施設長の意志に反する場合, 施設長に対し, それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項に基づき認定施設として認定されなかった施設は, その日から 3 年間, 認定施設の申請をすることを認めない。
- 4 資格審査委員会は, 第 2 項に基づき当該施設を認定施設として認定しなかった場合は, その施設責任者に, その旨を通知する。

第38条 本機構理事会は, 資格審査委員会より答申された認定施設の審査の結果を吟味し, 認定施設として認める施設を決定し, その結果を資格審査委員会に伝える。

第39条 資格審査委員会は, 本機構理事会の決議に基づき, 認定施設として認める施設を告知し, 認定証を交付する。

第40条 資格審査委員会は, 認定施設として認められたものにつき, 半年前までに, 5 年の資格期限が終了することを連絡し, 認定施設としてあるためには更新の手続きを要することを通知する。

第41条 資格審査委員会は, 毎年, 合議によって, 次年度の認定施設更新業務に関する要綱を決定し, 本機構理事会の議決を経て, これを告知する。

第42条 資格審査委員会は, 毎年, 認定施設に対して指導責任者在籍確認及びホームページへの掲載登録内容の確認を行う。

第43条 資格審査委員会は, 認定施設の更新に関する資格審査の基準を審査開始前に決定し, 本機構理事会の議決を経てこれを告知する。

第44条 認定施設の更新に関する審査, 認定証の交付及び認定施設資格の期限については, 第 36 条, 第 37 条, 第 38 条, 第 39 条を準用する。この場合に, 新規申請施設とあるのは更新申請施設に読み替えるものとする。

第45条 資格審査委員会は, 次に掲げる各号に該当する認定施設の認定抹消を要する事例が認められた場合, その旨を本機構理事会に報告し, その議決を経てこれを告知する。施設長の意志に反する場合, その施設に対し, 議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由を付して, 認定施設としての登録を辞退したとき。
- (2) 認定施設の更新申請を行なわなかったとき。
- (3) 第 35 条に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (4) 施設が閉鎖あるいは休院となったとき。
- (5) 申請書に虚偽あるいは偽造が認められたとき。
- (6) 第 42 条に定める確認への返答がない場合。
- (7) その他, 認定施設として不適当と認められたとき。

2 前項第 5 号に基づき認定施設として認定を抹消された施設は, その日から 3 年間, 認定施設の申請をすることを認めない。

第 6 章 認定医指導責任者

第46条 認定医制度規則第 18 条の資格条件を満たす者は, 申請及び認定料は不要とする。

2 認定証は交付しない。

第47条 認定医制度規則第 19 条に基づき申請を行う学会は、次の各号に定める申請書類を添えて本機構に申請する。

- (1) 「本機構認定医の資格取得を必須条件としている専門医認定制度」申請書
- (2) 申請する専門医制度規則及び施行細則等の規則一式
- (3) 該当する専門医名簿一覧

2 前項第 3 号については、年 1 回本機構に提出しなければならない。

第48条 資格審査委員会は毎年 1 回、申請書類によって本機構認定医の資格取得を必須条件としている専門医認定制度としての資格を審査し、その結果を資格審査委員長より、本機構理事会に答申する。

第49条 本機構理事会は、資格審査委員会より答申された資格審査の結果を吟味し、指導責任者として認める専門医認定制度を決定し、その結果を資格審査委員会に伝える。

第50条 資格審査委員会は、本機構理事会の承認を経た後、専門医取得認定申請の資格審査の結果を公知する。

第 7 章 規則の変更

第51条 本規則を変更する場合は、本機構理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の多数による議決を経る必要がある。

附 則

1. 本規則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規則は、平成 20 年 3 月 27 日より改正する。
3. 本規則は、平成 21 年 3 月 17 日より改正する。
4. 本規則は、平成 22 年 4 月 1 日より改正する。
5. 本規則は、平成 22 年 6 月 29 日より改正する。
6. 本規則は、平成 22 年 10 月 19 日より改正する。
7. 本規則は、平成 23 年 4 月 1 日より改正する。
8. 本規則は、平成 23 年 6 月 21 日より改正する。
9. 本規則は、平成 24 年 3 月 9 日より改正する。
10. 本規則は、平成 24 年 5 月 18 日より改正する。
11. 本規則は、平成 24 年 11 月 10 日より改正する。
12. 本規則は、平成 25 年 3 月 22 日より改正する。

13. 本規則は、平成 28 年 4 月 1 日より改正する。
14. 本規則は、平成 29 年 6 月 12 日より改正する。
15. 本規則は、平成 29 年 11 月 12 日より改正する。
16. 本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より改正する。
17. 本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より改正する。
18. 本規則は、令和 2 年 4 月 1 日より改正する。
19. 本規則は、令和 4 年 4 月 1 日より改正する。
20. 本規則は、令和 5 年 4 月 1 日より改正する。
21. 本規則は、令和 5 年 6 月 21 日より改正する。
22. 本規則は、令和 7 年 6 月 20 日より改正する。

別表 各種料金表

料金名	金額(税抜)
受講料	13,000 円
受験料	10,000 円
認定料	20,000 円
審査料	10,000 円
事務手数料	100 円